

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和元年10月18日(金) 10時00分から11時00分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	永井	利一
	1番	田中	勝弘
	2番	碩	悟
	3番	岡野	正郎
	5番	元	克美
	6番	豊田	孝一郎
	7番	森山	和雄
	9番	川島	博
	10番	数原	菊美

4.欠席委員 (0人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第20号 農地法う第3条の規定による許可について

第4 議案第21号 「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」

第5 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

事務局 長	中村	和仁
次長兼農地農政係長	松本	博和
主 査	西田	大五郎

7.会議の概要

事務局長	<p>みなさん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第10回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>皆様、ご起立をお願いします。一同礼、ご着席ください。それでは、はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	挨拶
事務局長	<p>ありがとうございました、それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。保島推進委員の1名が欠席する旨の連絡がありました。出席委員は10名で定足数に達しております。本日の総会は成立していることをご報告いたします。(農業委員会法27条第3項)過半数以上)</p> <p>それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により本会の議長は会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯会長をお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>日程1「議事録署名委員の指名について」これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させて頂くことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし。】の声あり。</p> <p>9番川島委員・2番碩委員を指名致します。</p> <p>日程2 会期は、本日一日限りと致します。</p> <p>議案に入る前に、議案第20号3の7ページ8ページの「農地法第3条の規定による許可について」は、譲渡人から取り上げの旨の申請があり、取り下げを致します。理由については、事務局からのちほど説明があると思います。</p> <p>それでは、日程第3議案第20号1「農地法第3条の規定による許可について」を議案とします。調査員が、碩委員と私(堯)となっておりますが、碩委員から説明をお願い致します。</p>
2番委員	<p>それでは、議案第20号1の方をご報告致します。10月8日堯委員と私と事務局から西田さんで現地調査を行いましたので、ご報告致します。議案第20号1「農地法第3条の規定による許可について」(土地の表示)瀬戸内町大字勝浦字山下573番、畑2,121㎡、同じく590番2、畑732㎡、同じく593番、畑1,729㎡、勝浦字前田703番、畑297㎡、同じく704番、畑271㎡、同じく707番、畑393㎡、勝浦字小勝1256番、畑889㎡、同じく1263番、畑456㎡、勝浦字大作1264番、畑628㎡、勝浦字バシチキ1373番、畑304㎡、合計10筆の7,820㎡となっております。対価はございません。譲渡人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」さん、譲受人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」さん親子でございます。理由は贈与と受贈でございます。詳細については、下の方をお目通しお願い致します。以上で、調査報告を終わります。</p>

議長	<p>調査説明は、終わりました。これから、審議に入ります。皆さんから、質疑ありませんか。</p> <p>【質疑無し】の声聞こえる。</p> <p>質疑内容ですので、質疑を終結致します。それでは、採決致したいと思います。原案通り賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>はい、挙手多数でございます。したがって、議案第20号1は、原案通り決定致されました。</p> <p>議案第20号2を議題と致します。調査員が、堯と碩委員となっておりますが、碩委員の方から続けて、説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>はい、それでは、ご報告致します。議案第20号2も同じく10月8日、堯委員と私と事務局から西田さんと一緒に現地調査を行いました。議案第20号2「農地法第3条の規定による許可について」土地の表示、持ち分の3分の2でございます。瀬戸内町大字勝浦字小勝1262番、畑2,988㎡、1筆2,988㎡でございます。譲渡人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地〇「〇〇〇〇」この人の共有地持ち分3分2でございます。譲受人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」、同じく譲渡人と親子関係であります。贈与と受贈であります。3分の1の方は、伯父でございます。「〇〇〇〇」さんのお兄さんにあたるそうです。伯父の方が「〇〇〇〇」さんと申しまして、3分の1を持っているということで3分の2を贈与するというところでございました。以上でございます。</p>
議長	<p>調査説明は、終わりました。これから、審議に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>【質疑無し】の声聞こえる。</p> <p>質疑内容ですので、質疑を終結致します。これから、採決致します。議案第20号2は、原案通り賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>はい、挙手多数でございます。したがって、議案第20号2は、原案通り決定されました。</p> <p>さきほど、取り下げになった件について、事務局から説明ついてをお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>【取り下げ理由の説明】</p>
議長	<p>それでは次に進みます。日程4議案第21号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題と致します。事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第21号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明します。資料の9ページから13ページでご説明いたします。まず、9ページをお願い致します。この利用権設定の公告日は、令和元年10月31日を予定しております。内容につきましては、畑7件で41筆</p>

事務局

です。内訳としまして、基盤法で4件の21筆、機構関係で3件の20筆となっております。貸し手が7人、内訳が基盤法で4人、機構関係が3人、借り手が2人、内訳については、記載のとおりであります。

それでは、個々にご説明いたしますので、12ページをお願い致します。計41筆ございますので、それぞれ説明してまいります。整理番号31番、所在地が大字於齊字セリ脇1110番1、面積が472㎡、同じくセリ脇1111番1、面積267㎡、同じくセリ脇1114番、面積419㎡、同じくセリ脇1115番、面積588㎡、同じくセリ脇1116番、面積1127㎡、同じくセリ脇1117番、面積314㎡、同じくセリ脇1118番、面積323㎡、同じくセリ脇1120番、面積29㎡、同じくセリ脇1121番、面積56㎡、同じくセリ脇1122番、面積39㎡、同じくセリ脇1124番、面積115㎡、同じくセリ脇1125番、面積251㎡、同じくセリ脇1126番、面積317㎡、同じくセリ脇1127番、面積214㎡、同じくセリ脇1130番、面積208㎡、同じくセリ脇1132番、面積191㎡、同じくセリ脇1133番、面積が105㎡、同じくセリ脇1136番4、面積872㎡の18筆で合計面積が5907㎡、18筆とも地目「畑」であります。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏です。砂糖キビの生産拡大を図るもので、令和元年11月1日から令和10年10月31日までの10年間の使用貸借期間となっております。

次に、整理番号32番、土地の所在地が、瀬戸内町大字於齊字摺前1195番、地目「畑」、面積が1272㎡、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏であります。これについても、砂糖キビの生産拡大を図るもので、令和元年11月1日から令和10年10月31日までの10年間の使用貸借期間となっております。

次に整理番号33号、土地の所在地が、瀬戸内町大字於齊字佐知克1863番5、地目「畑」、面積が517㎡、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏であります。これについても、砂糖キビの生産拡大を図るもので、令和元年11月1日から令和10年10月31日までの10年間の使用貸借期間となっております。

次に、整理番号34番、土地の所在地が、瀬戸内町大字於齊字佐知克1893番、地目「畑」、面積が304㎡、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏であります。これについても、砂糖キビの生産拡大を図るもので、令和元年11月1日から令和10年10月31日までの10年間の使用貸借期間となっております。

13ページをお願いします。機構12番です。土地の所在地が、瀬戸内町大字請阿室字セマシ原421番2、面積が353㎡、同じく字セマシ原423番2、面積が125㎡、同じく字前田原623番2、面積が146㎡、同じく字前田原648番1、面積が2321㎡、同じく字前田原649㎡面積が、1227㎡、同じく字上川内原833番4、面積が909㎡、同じく字上川内原833番6、面積が594㎡、同じく字コンモリヤ畑、面積が723㎡、同

事務局	<p>じく字コンモリヤ畑 1114 番 2、面積が 343 m²、同じく字親田 1268 番 8、面積が 52 m²、の 10 筆であります。合計面積が 6793 m²で 18 筆とも地目は「畑」であります。18 筆とも貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」で、転貸先が「〇〇〇〇」氏であります。これについても、飼料の生産拡大を図るもので、令和元年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 10 年間の使用貸借期間となっております。</p> <p>次に、機構 13 番、土地の所在地は、瀬戸内町大字請阿室字金久原 110 番 1、面積 1745 m²、同じく字金久原 110 番 3、面積が 1018 m²、同じく字前田原 606 番 1、面積 86 m²、同じく字前田原 619 番、面積 298 m²、同じく字前田原 620 番 2、面積 290 m²、同じく字下川内 1023 番 1、面積 1437 m²、同じく字下川内 1024 番 1、面積 266 m²の 7 筆で合計面積が 5140 m²となっております。7 筆とも地目「畑」であります。貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」で、その転貸先が「〇〇〇〇」氏であります。これは、飼料の生産拡大を図るもので、令和元年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 10 年間の使用貸借期間となっております。</p> <p>次に機構第 14、土地の所在地は、瀬戸内町大字阿木名字嶺畑 1251 番 1、面積が 1890 m²、同じく字嶺畑 1251 番 8、面積が 280 m²、同じく字横田 1149 番 1、面積が 259 m²の 3 筆で合計面積が 2429 m²です。3 筆とも地目「畑」であります。貸し手は「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農地中間管理機構」で、その転貸先が「合同会社〇〇〇〇」であります。果樹の生産拡大を図るもので、令和元年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日までの 10 年間、10 アール当たり〇〇〇〇円で賃貸借期間を設定しております。以上でございますが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えております。ご審議くださるよう、お願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明が終わりました。これから質疑に入ります。皆さんから質疑ございませんか。</p> <p>【質疑無し】の音が聞こえる。</p> <p>質疑無いようですので、質疑を終結させていただきます。それでは、議案第 21 号について、採決をしたいと思っております。議案第 21 号については、原案のとおり賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>挙手多数であります。したがって、議案第 21 号は原案のとおり決定致しました。</p>
議長	<p>これで、議案の質疑は、終わります。引き続き、協議会に入りたいと思っております。事務局側から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>協議会</p> <p>(1) 行事予定について</p> <p>(2) その他</p>

議長	以上をもちまして、第10回農業委員会総会を終了致します。
事務局長	ご起立ください。 一同 礼 お疲れ様でした。

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和元年10月18日

署名委員

署名委員